

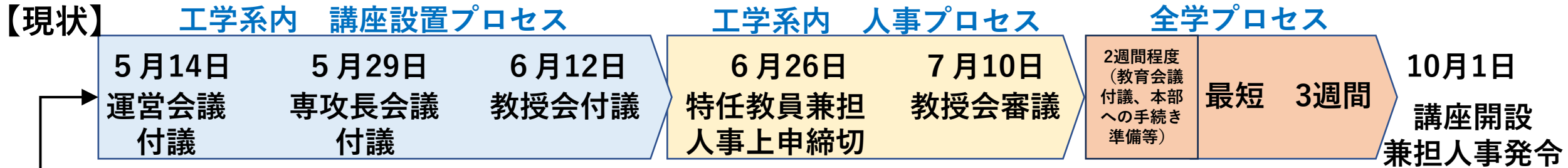
社会連携講座 延長・更新時 の手続き方法変更について

2025年5月14日

社会連携・産学協創推進室

現状の課題 と 改善案（新プロセス）

【2025年10月1日に講座開設（新規・更新・延長とも）する際の手続きスケジュール】



【現状の課題】 講座開始の半年前に期間、活動内容、金額を確定した申込書の提出が必要となる。
→ 講座更新契約の場合、当期講座の成果が明確になっていないと、次期講座の研究費の予算化が難しい。

【期間短縮施策案】 講座の更新・延長の際、特任教員の兼担も継続する場合は、講座の更新・延長を運営会議付議した後に人事上申をおこなうことで、講座設置承認と同日に、兼担の承認も実施することができ、手続き期間の短縮が実現できる。
(下記のケースでは、2ヶ月 の期間短縮が可能)

工学系内
講座設置
プロセス



注) 講座で雇用している「特任教授、上席研究員」は、新プロセスにおいても旧プロセスと同様教授会審議が2回必要となります。